

1 策定の趣旨

○板橋区地域保健福祉計画(以下、「地域保健福祉計画」という。)は、社会福祉法第107条に基づく法定計画であり、総合計画のもと区の各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置付けて策定している。

○区は、これまで平成28年に策定した地域保健福祉計画2025及び各実施計画に基づき地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきたところである。今般、現行計画が令和7年度で計画期間満了を迎えることから、社会の変容や新たな地域生活課題を踏まえ、引き続き「地域共生社会」の実現をめざし、次期地域保健福祉計画を策定する。

○次期地域保健福祉計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含して策定する。

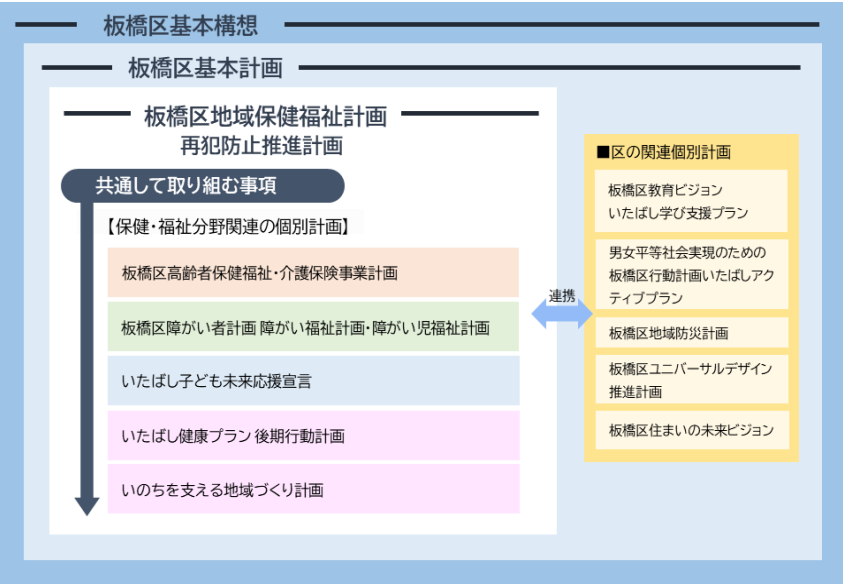
2 計画の期間と位置づけ

【計画期間】
令和8年度から令和12年度まで(5年間)

※現行計画の期間は10年であり、10年を3期に分け実施計画を策定している。

国の策定指針(3～5年)、及び地域や区の実情等に柔軟に対応するためにも、次期計画の期間は5年とし、計画を一本化して策定する。なお、社会情勢の変化等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、板橋区社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と連携を図りながら策定する。

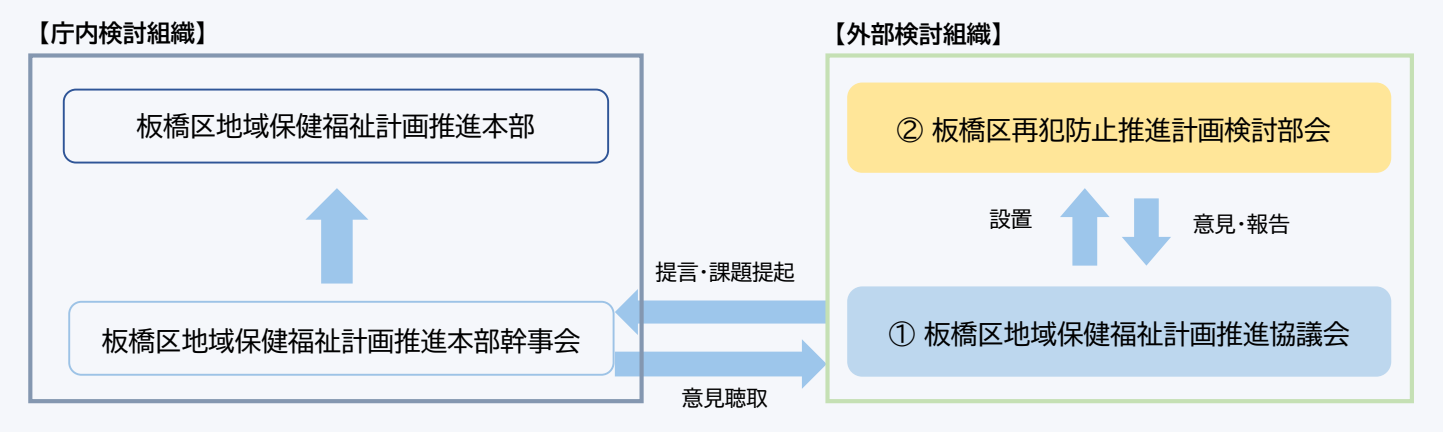


3 検討体制

(1)庁内検討組織
課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」(庁議)において決定する。

(2)外部検討組織
①板橋区地域保健福祉計画推進協議会:学識経験者や外部委員等により構成され(定数16名)、幅広い知見等から意見聴取した内容を計画に反映させていく。

②板橋区再犯防止推進計画検討部会:学識経験者や保護司等により構成され、再犯防止推進計画について検討し、推進協議会へ報告する。



4 板橋区民実態・ニーズ調査

- (1)調査対象
- ①満18歳以上の区民 3,000名(無作為抽出)
 - ②区内10校の小学5年生及び区内5校の8年生
 - ③「いたばし・タウンモニター」及び「いたばし・eタウンモニター」
- (2)調査期間
- ①…令和6年7月31日～8月21日
 - ②…令和6年9月1日～9月27日
 - ③…令和6年7月24日～8月7日
- (3)主な調査項目
- 地域との関わり、コミュニケーション頻度・方法、日常生活の課題、孤独感、居場所

5 計画の方向性

○複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題(ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題など)等を抱えながらも、社会から孤立し、必要な支援を受けられず、生活になんらかの生きづらさを抱えている人を受け止め、適切な支援につなげられるよう、包括的な支援体制の構築に引き続き取り組む。また、包括的な支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業の実施について検討を行う。

○少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり等社会情勢や人々の暮らし方が変化する中、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が顕著になっており、人と人、人と資源がつながり、多様な主体が互いにサポートをしあいながら安心して暮らせる地域づくりを行う。

○このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「支え手」「受け手」という関係によることなく、だれもが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざす。

6 地方再犯防止推進計画

裏面のとおり

7 今後のスケジュール(予定)

令和6年度	10～11月	策定方針	推進本部(幹事会)、推進本部(庁議)、協議会 健康福祉委員会
	12月	〃	
	1～3月	包括的支援体制に向けた協議	
令和7年度	3月	計画骨子	協議会 推進本部(幹事会)
	4月	〃	
	5月	〃	協議会 推進本部(庁議)
	6月	〃	
	7月	計画素案	健康福祉委員会 協議会、推進本部(幹事会)
	8月	〃	
	9月	〃	推進本部(庁議) 健康福祉委員会
	10月	パブリックコメント	
	12月	計画原案	推進本部(幹事会) 協議会、推進本部(庁議)
	1月	〃	
	2月	〃	健康福祉委員会

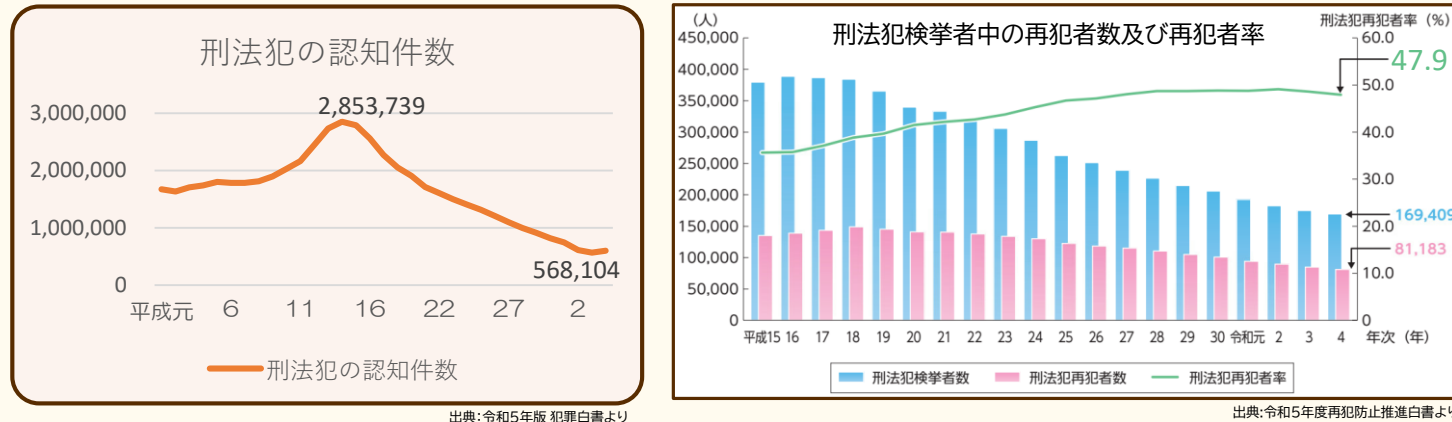
※このほか適宜再犯防止検討部会を開催する。

板橋区再犯防止推進計画の策定方針について

1 策定の背景

○全国における刑法犯の認知件数は、平成14年(285万3,739件)にピークアウトし、平成27年から令和3年までは戦後最小を更新していたが、コロナ禍が明け人々が日常生活に戻るなか、その揺り戻しから令和4年(60万1,331件)には20年ぶりの増加となったものの低い水準を維持している。

○一方で、刑法犯における検挙者の再犯者率は令和3年以降漸減傾向ではあるものの、令和4年は**47.9%**と実に検挙者の約5割を占めており未だ高い水準にある。



2 策定の趣旨

○平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「推進法」という。)」施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。

○犯罪がなく、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現のためには、犯罪を未然に防止するだけでなく、貧困や疾病、厳しい生育環境等、犯罪や非行をした者(以下、「犯罪をした者等」という。)が抱える課題等を社会全体で解消し、犯罪や非行が繰り返されないよう再犯防止の取組を推進していくことが不可欠である。

○そのためには、支援を必要としながら、支援に繋がっていない犯罪をした者等の社会的孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰ができるよう、地域共生社会の実現に向け、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づき、区の関係機関、国、東京都、区民等が連携を図りながら「息の長い」支援を行っていく必要がある。

○再犯防止施策は就労、住居、保健医療、福祉サービス、修学支援等多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難であり、関係部署と有機的に連携をしながら取り組む必要がある。

○犯罪をした者等が安定して社会復帰ができるよう、区における再犯防止に係る取組を示すとともに、その必要性について広く啓発を行い、区民が安心して暮らせるよう、板橋区再犯防止推進計画(以下、「本計画」という。))の策定を行う。

3 計画の位置づけ

○本計画は推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の第二次再犯防止推進計画(以下「国計画」という。)、東京都の第二次東京都再犯防止推進計画(以下、「都計画」という。)を勘案し策定を行う。

○本計画は、施策や理念からも関連の深い「板橋区地域保健福祉計画」(以下、「地域保健福祉計画」という。))に包含する形で策定を行う。

4 計画の期間

○令和8年度から令和12年度までの5年間。(地域保健福祉計画の計画期間を5年間として策定すること及び推進法第7条第6項において少なくとも5年ごとに検討することと定められているため。)

5 対象者

○本計画における再犯防止施策の対象者は、推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とする。

◆再犯防止推進法 附帯決議

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分¹の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

6 計画の方向性

○本計画は、国計画及び都計画を勘案し、以下の6項目を重点課題として定め、再犯防止に関する取組だけでなく、既に区が実施している就労支援や住居の確保など各種施策で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止に寄与する可能性のある取組を示しながら策定する。

重点課題

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ① 就労・住居の確保等 | ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 |
| ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 | ⑤ 民間協力者の活動の促進等 |
| ③ 学校等と連携した修学支援の実施等 | ⑥ 地域による包摂の推進 |

参考 国計画における5つの基本方針(要約)

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会の一員となれるよう、行政と地方公共団体・民間の団体等が協力し、犯罪者の再犯防止を推進する。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛等の被害に加え、事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等について十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 犯罪及び非行の実態や調査研究に基づき、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体等から意見聴取を行い、社会情勢に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、社会の構成員として受け入れられるよう、分かりやすく広報し、犯罪者の更生を社会全体で支えること。